

# きざみずい報

村民の動き		(毎月5日発行)	
本	前月	集者	由春
1,093	1,095	民室	井村
2,635	2,640	行所	崎役
2,700	2,707	発刷	村印
5,335	5,347	村発	所
世帯	男女	人口	
	計		

## 村長選挙並びに村議会議員補欠選挙

本村の村長選挙並びに議会議員の補欠選挙が次のとおり執行することになりました。

有権者の皆さん明るい村づくりのため立派な人を選んで下さい。

一、立候補届出受付 六月十六日(六月十七日(二日間))  
午前八時三十分～午後五時

二、投票日 六月二十三日  
午前七時から午後六時まで

なお、やむを得ない用務等のため投票当日投票所で投票出来ない方は六月十六日から六月二十二日まで午前八時三十分から午後五時まで不在者投票が出来ますので、ご利用下さい。

売るな捨てるなこの一票

泉崎村選挙管理委員会

## 明るい豊かな村づくりはまづ環境保全から

今や環境問題は、わが国のみならず全地球的な問題として、ますます深刻化しており、環境問題に対する一般の関心も高まりつつあるに当り、六月五日を初日とする「環境週間」を設け、公害の防止自然環境の保護など環境の保全をより一層推進するための全国的な運動を展開しようとするものである。

一、趣旨  
環境破壊は、一国の問題にとどまらず、世界的な規模でひろがっており、われわれの生存の基盤である、人間環境の破綻の



危機も指摘されるにいたつてい。環境問題への対応は、経済社会問題に通ずる最大の課題となっている。

昨年六月ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、わが国が世界環境週間の設置を提唱したことを契機に、同年十二月の国連総会において毎年六月五日を、「世界環境デー」として設定し、かけがえない地球を守るため、国際的な協力のもとに世界的な活動を行なうことが採択された。環境に対する社会的関心も飛躍的に高

まり、住民運動の活発化も目立ってきている。

国においては、人間環境の保全と改善に対する関心を再確認するため、昭和四十八年度から六月五日を初日とする「環境週間」を設定し、各種行事を実施することになった。

本県においても、環境問題における啓蒙活動の重要性にかんがみ、この週間を意義あらしめるため、各種行事を行ない、県民すべての参加をはかるものである。

- 二、主催 福島県
- 三、標語 「かけがいのない地球を守ろう」
- 四、期間 六月五日～十一日
- 五、実施事項

- ① いっせい清掃、ゴミ持ち帰り運動について  
環境週間に、いっせい清掃日を設け、各家庭、事務所等の清掃を行なうとともに、道路公園等の公共施設の清掃を行なう。また尾瀬をはじめとする観光地では、ゴミの「持ち帰り運動」を推進し、環境美化につとめる。
  - ② 学校環境の美化運動について  
学校環境美化強調週間を設けることを提唱し、学校環境の清潔美化につとめる。
  - ③ 学校環境衛生検査について  
環境週間に中小高等学校各学校の実態に応じて、衛生検査を実施する。
  - ④ 公害防止施設の公開について  
県内の大企業の優良公害防止施設について、公開を要請し公害防止意識の高揚をはかる
  - ⑤ 公共施設等の公開について  
公害センター及びゴミ、汚水等の処理施設を一般に公開し意識の高揚をはかる。
  - ⑥ 河川環境の整備について  
いわき水域を中心に「海をきれいにする運動」を展開する
  - ⑦ 漁場環境の整備について  
いわき水域を中心に「海をきれいにする運動」を展開する
  - ⑧ ノー包装運動について  
簡易包装運動をこの週間を契機に展開し、百貨店協会流通関係諸団体、消費者団体等の協力を得て包装の簡素化をはかる。
- 〔写真は：踏瀬松並木下の清掃奉仕作業〕

# 明るく正しい選挙について

有権者の皆さん、明日への夢と希望をもって毎日のお仕事にご精励の事とお喜び申し上げます。

さて今年こそは選挙のない平和な建設の年として一意今後における選挙の研修やら明るく正しい選挙の推進に専念しておりますが不幸にして村長故本柳八郎氏の病死の為に選挙執行のやむなきに至りました事は村政発展のため誠に残念の極みであります。

これがため法に基づき来る六月二十三日村長選挙と村議会議員の補欠選挙を同時執行することになりました。この選挙は村民の一番身近な選挙故に有権者の清き一票が明日への村政に大きく影響する事は言う迄もありませんが、義理人情にかられ他人の誘惑、買収、響込等により自己の意志をいつわり投票する事は村政発展に支障を来たすばかりでなく自分自身も後悔と暗い毎日を送らねばなりません。昭和二十八年明るく正しい選挙を推進して早や二十年の歳月が流れましたが、選挙の度に違反行為は其の後をたたく誠に遺憾の極みであります。せめて今度の選挙には我が泉崎村の名譽にかけて、住みよい村造りのために来る六月二十三日の投票日には村民として最大の権利の清き一票を、他人にまどわされることなく、明るくそして正しく投票されることを切にお願い申し上げます。

泉崎村選挙管理委員会  
委員長 大野留治郎

昭和四十八年六月一日

## 住宅建設は

### 公庫資金で

住宅金融公庫仙台支店では自分で住む住宅を改良、増改築する場合に長期で低利の融資を行っております。

住宅建設の計画のある方は、この資金を活用し、住みよい住宅を造りましょう。

融資申込受付の要領は次の通りです。

#### 個人住宅の融資

##### 申込受付要領

##### ▽受付期間

昭和四十八年五月十四日(月)か

ら四十九年三月三十日(土)までの常時受付。  
ただし、申込み融資予定戸数に達したときは、締切ることがあります。

##### ▽受付場所

建設予定場所と同じ県内の「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関。

##### ▽おもな融資条件

融資をうけることができる方

- (1) 自分で住むための住宅を必要とし土地の準備のできていること
  - (2) 収入月額(年収の1/12)が当初の返済額の五倍以上あること。
  - (3) 保証人(申込人の収入基準と同額以上の月収のある方)が一名以上いること。
- ただし、(財)公庫住宅融資保証協会の保証を利用する方は不要です。

・老人同居割増しの融資を希望する者は、上記(1)(3)の資格のほか住宅部分床面積が90㎡以上の住宅を建設するもので、次の(イ)または(ロ)のいずれかに該当することが必要である。

- (イ)同居する六十五才以上の老人(明治四十二年四月一日以前出生)が次のいずれかに該当し、他に老人及び老人の配偶者を除く同居予定者がある方
- (ロ)申込入またはその配偶者の直系尊属
- (ハ)申込入またはその配偶者の直系尊属の兄弟姉妹
- (ニ)申込入またはその配偶者の兄弟姉妹
- (ホ)申込入またはその配偶者またはそのいずれかとその子供のある方

#### 融 資 額 (住宅資金)

面積(㎡)	構造 (老居のみ) 同居の場合 人増し増場	造			
		木造	組立木	燃立	耐火
90以上		200	240	270	280
80以上		180	220	250	260
80未満	70以上	160	190	210	220

よく見 よく聞き  
よい人選べ

▽融資をうけることができる住宅  
住宅部分の床面積は、三〇㎡(約九坪)以上一三〇㎡(約三六坪)以下であること。  
ただし、店舗等つき併用住宅の場合には、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の五以上であること。

▽住宅資金のほか、土地資金の融資をうけることができる場合  
住宅建設資金と土地資金の融資をあわせてうけることができる方の主なものは次のとおりです。  
この場合、土地の購入時期は、昭和四十六年四月一日以降に限り

ます。

地域 面積(㎡)	土地資金		
	仙台市	他市	町村
165以上	7.5	5.0	2.5
165未満~133以上	6.0	4.0	2.0

- (1) 土地区画整理法による土地区画整理事業施行地区内の土地を購入した者
- (2) 住宅金融公庫宅地債券積立者
- (3) 住宅金融公庫の融資をうけて造成した宅地または、日本住宅公団が造成した宅地を購入した者
- (4) 公共事業等移転者(土地補償をうけた者を除く。)
- (5) 公営住宅立退者

##### ▽返済方法

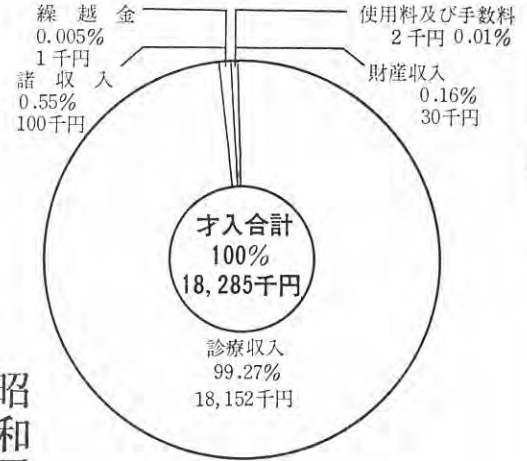
元金均等で毎月払い  
耐火構造三十五年以内  
簡易耐火構造二十五年以内  
その他構造十八年以内

- (1) 個人住宅資金借入申込書を証する書類 一通
  - (2) 敷地を確保していること 一通
  - (3) 申込人の収入証明書 一通
  - (4) 保証人の収入証明書 一通
  - (ただし、(財)公庫住宅融資保証協会を利用する方は不要)
  - (5) 選定結果の通知書 一通
- なお詳しくは住宅金融公庫仙台支店にお問合せ下さい。

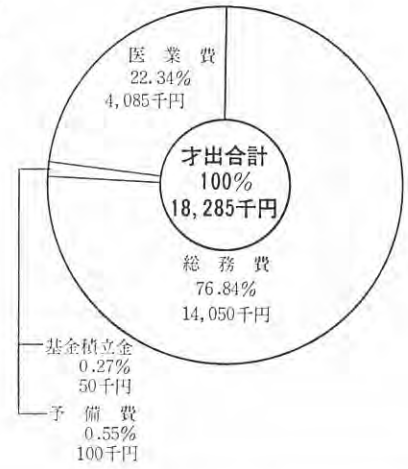
前号で一般会計についてお知らせしましたが、今月は特別会計の国民健康保険について図表でお知らせしますと次のようになります。年々保険制度の利用度が高まり、医療費の増高と共に保険料も高まって参りました。「備ひあれば憂なし」の言葉通りお互いに理解と協力で健康づくりに努めましょう。

昭和四十八年度  
特別会計当初予算

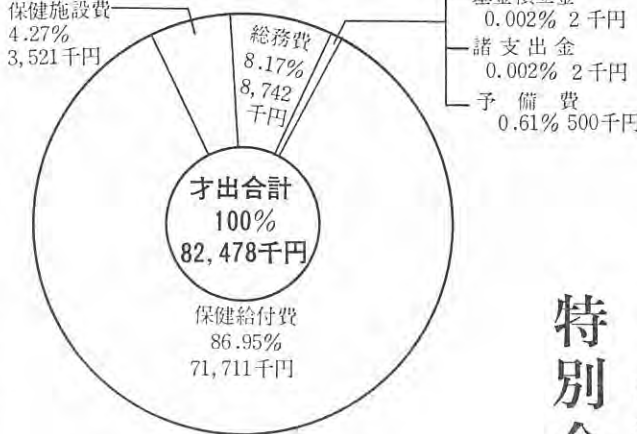
直診勘定 (才入)



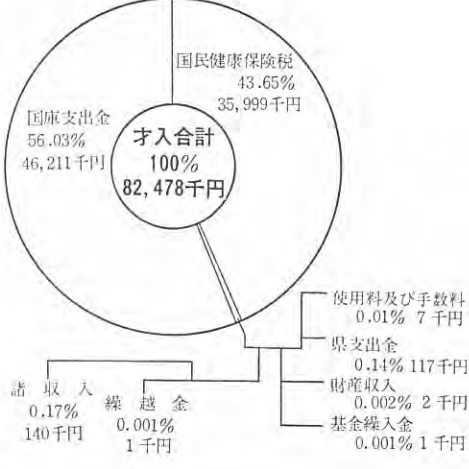
直診勘定 (才出)



事業勘定 (才出)



事業勘定 (才入)



「建築と防火」②

～消防署より～

※ 消防的見地から見た、家を建築する場合の注意点

- 一、常時火を使用する場合は、不燃材とする。
- 二、内装材を考える。
- 三、万が一に備えての避難口の確保

また、火災とまぎらわしい煙を発生する焚火については、分署に焚火届けがありますので届出してから行なって下さい。また夜間の焚火は絶対に行なわないこと。

火入について

火入は燃焼範囲が広く、不特定に拡大する恐れのあるもの、畑、山林、原野、土手等を焼却する場合などが上げられます。



公給領収証

受けとりましょう  
渡しましょう

料理店、バー、キャバレーを利用したとき。飲食店で一人前九百円を越えた飲食をしたとき。仕出し店から一人前九百円を越えた仕出しを受けたとき。旅館に宿泊して一泊千八百円を越えたとき。以上のようなときは料理飲食等消費税を納めた証として、公給領収証をお受け取りください。

白河県税事務所





